

第32回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月20日(月) 午後4時00分から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄		
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員 2番 鈴木英子

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津	敏美智
主 幹	高 塩	康 幸
主 事	湯 田	美 貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

2番鈴木委員から欠席届が出ており、本総会の出席委員は14名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第32回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、6番阿久津委員、9番平久井委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、6番阿久津委員、9番平久井委員を議事録署名委員とします。

議 長

続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第3班、班長10番 大森委員にお願いします。

10番大森委員

本日、午前10時00分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法3条2件、5条1件、非農地証明1件、計4件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。

何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

議 長

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いいたします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊好雄です。それでは、現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人が現在耕作しておりますし、管理も行き届いていますので問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号について質疑意見等求めます。

(質疑・意見等なし)

議長

原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議長

続いて、付議事件(2)議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議長

議案第2号の現地調査の詳細な報告を、11番 渡邊 幸史委員
をお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊幸史です。それでは、現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人が現在耕作しているので何ら問題ないと見て参りました。
慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号について質疑意見等求めます。

議長

原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第2号が終了しましたので、8番 佐藤 委員の入室を求めます。

議長

続いて付議事件(3)議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは議案第3号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて付議事件(4) 議案第4号から第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

議 長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、10番 大森委員にお願いいたします。

10番大森委員

10番 大森です。それでは、現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

以前、申請地の南側が太陽光に転用されています。
今回はその北側です。草が管理されれば周辺への影響もいいと思います。
慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、事務局にお願いいたします。

事務局

先月、5条許可後の変更で出た案件なので現地は行っておりません。
法務局で登記する際に5条の取り直しをするように指導されたので
今回案件として出てきました。本人には会長先決で許可を出しております。

議 長

現地調査の報告が終わりました。
それでは議案第4号から第5号について質疑意見等求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(5) 議案第6号 非農地証明願いに係る処分

決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、1番 渡邊好雄委員に
お願いいたします。

1番渡邊好雄委員

1番 渡邊好雄です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は消防の詰め所があります。保育所があった場所で更地ですので
問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第6号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(6)議案第7号から第30号 農用地利用集積
計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第7号から第30号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて付議事件(6) 議案第31号 農用地利用集積計画に係る
意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番
佐藤 委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第31号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第31号が終了しましたので、8番 佐藤 委員の入室を求めます。

議長 続いて付議事件(6) 議案第32号から第45号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第32号から第45号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて付議事件(6) 議案第46号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、4番 君島 委員の退室を求めます。

(4番 君島 委員 退室)

議長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第46号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第46号が終了しましたので、4番 君島 委員の入室を求めます。

続いて付議事件(6) 議案第47号から第61号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第47号から第61号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて付議事件(6) 議案第62号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、12番 町野 委員の退室を求めます。

(12番 町野 委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第62号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第62号が終了しましたので、12番 町野 委員の入室を求めます。

続いて付議事件(6) 議案第63号から第77号 農用地利用集

積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第63号から第77号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて付議事件(7) 議案第78号から第81号 農地利用配分
計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは議案第78号から第81号について、質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・農地のあっせんについて
- ・矢板高校生の農業委員会見学について
- ・令和2年度農作業標準作業料金等について

議長 ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

それでは、以上を持ちまして、第32回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤寛夫

議事録署名委員

平久井 順一

議事録署名委員

阿久津 正一